

データ利活用基盤構築業務委託に係る落札者決定基準

本「データ利活用基盤構築業務委託に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、山梨県がデータ利活用基盤構築業務委託（以下「本構築業務」という。）を実施する事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者に交付する「データ利活用基盤構築業務委託に係る入札説明書」と一体のものである。

本構築業務事業における事業者の選定にあたっては、入札価格等及び技術提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

1 基本的な考え方

本構築業務に係る落札者の決定にあたっては、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、予定価格制限の範囲内の価格をもって入札を行った者について、入札価格等及び技術提案内容の評価を行い、最も優れた事業者を落札者とする。

2 入札価格等の評価（価格点）

入札価格等の評価（以下「価格点」という。）は、入札価格及び保守運用費について（1）に示す算定式に基づき算定された点数とする。なお、①の算定式の入札価格とは入札書に記載された金額とし、②の算定式の提案価格とはデータ利活用基盤構築業務委託技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）提案様式第2号に記載する金額とする。

(1) 価格点の算定

次の算定式により行う。なお、予定価格は、本県が別に定める。

①構築費用に係る価格点

$$\text{価格点（40点満点）} = 40 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

②令和5年度から5年間の保守運用費用に係る価格点

$$\text{価格点（60点満点）} = 60 \times (1 - \text{提案価格} / \text{最高提案価格} ※ 1)$$

※1. 入札参加者のうち、作成要領提案様式第2号に記載する最も高い金額

(2) 留意事項

入札価格が、予定価格を越える金額の場合は、入札が無効となるため「3 提案内容の評価」以降の評価は行わない。

3 提案内容の評価

提案内容の評価（以下「技術点」という。）は、『作成要領別紙「データ利活用基盤構築業務委託技術提案書記載必須項目」』に基づき、データ利活用基盤構築業務委託事業者選定委員会が提案内容の評価した点数とする。

(1) 採点項目

技術点は、各採点項目の採点結果の合計とする。採点項目の評価基準等については、別紙「データ利活用基盤構築業務委託 技術提案評価表」に示す。

(2) 各採点項目の評価方法

各採点項目については、絶対評価により評価する。絶対評価は、採点項目ごとに順位付けは行わず、提案の内容に対して次の得点表のとおりA、B、C、D、Eの5段階で採点する。

【評価表】

区分	評価	基準	評価点
A	大変優れている	仕様書の要件について具体的かつ実現性のある内容である。さらに県にとって有効な追加提案が記載されている。	配点×100%
B	優れている	仕様書の要件について具体的かつ実現性のある内容である。	配点×80%
C	普通	仕様書の要件どおりの内容である。	配点×60%
D	優れていない	仕様書の要件どおりの内容であるが、具体性を欠く記載である。	配点×40%
E	評価不能	仕様書の要件について記載がない、もしくは記載はあるが要件を満たしていない。	配点×0%

(3) 留意事項

提案書のページ数は、表紙・目次を除き40ページを上限とし、超えた場合は失格とする。

4 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

2及び3で評価した「価格点」及び「技術点」の和を合計点とし、当該合計点が最も高い者を落札者とする。

$$\text{合計点 (400点満点)} = \text{価格点 (100満点)} + \text{技術点 (300満点)}$$

(2) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が同じ場合

「入札金額」が同じ場合は、当該入札者がくじ引きにより落札者を決定する。

ただし、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本県職員にくじをひかせるものとする。